

# 「安倍やめろ」排除は違法



判決を認めた（右から）大林、桃井  
（左から）の吉澤＝25日、札幌地

## 「表現の自由侵害」

札幌地裁

NO-10年夏の参院選で、<sup>吉田内閣</sup>（六）首相の街頭演説にヤジを飛ばした北澤通警官から強引に排除されたと大杉雅栄（34）、桃井希生（26）両氏が邊を相手取った訴訟の判決が25日、札幌地裁でありました。広瀬義裁判長は「原告の表現の理由が、警察官をよりて慢罵された」と明確に認定。複数の陪審員が賛成した結果、原告の訴えが認められました。

かまれ、その場から排除されました。桃井氏は80分もつれしまして、判決はヤジがひすれも公共的・政治的騒動に関する表現行為だと指摘。「当時、生命もじい過激体に危険を及ぼす恐れのある危険な事態にあったとか、犯罪がまさに行われよ

められた、期待以上のうれしい判決です」と喜び、桃井氏は「驚くべきまことわれた経験」と評した。富山にいたときも、彼など環境の状況を判断していくればどうかは、「やがてこんなことが起こる」可能性を予測する力を持った。判決です」と語りました。

上田文庫蔵書

## 原告・弁護団が声明

監視や、審査結果を監視する事  
によって、審査を実施しました。  
した。  
監視は、開拓による表現の  
自由への侵害を監視から認める  
た理由的な判断の問題。①監  
視法を理由」、監視の行為  
が正当化されるの問題の主  
張を明快に避け、監視と評議  
した理由正当な事実認定と評  
議をしたの理由の発揮の自由  
を警察官が侵害したと認  
め、表現の自由の重要性を認  
示し、正直から向こう立った理

民主主義の権利  
全警察が尊重を

断をしたので、本題の問題は、つづく)な右記が原主の権利の移動・行動の自由・名義権、アライバシー権の侵害である。明確に認めた上で詳説しておきたい。

市民が街頭で抗議の声を上げることは表現の自由行使を保障されること、政治家の発言に直接抗議や疑問の声を述べられることが国民的議論社会であるべき権利行使であると指摘。一方の主張を蓄積権で割り込むことは断じてあり不得なりが、憲法はすべての機関が決死を厭へ受け止め、遷避・違法な警察活動を繰り返さないことを強く求めている。

ハシコヒタの事  
黒は鶴の事だ。黒  
鶴の事は鶴を飼う事  
叫び聲の事だ。

「人を制限されねば」は、素直にして憲法の役割を示した歴史的な根柢を示すものが、しっかりと果たしてくべき大原則といふ。法廷は、裁判所のあらべらに詰らねじた。

「人を制限させる」には法的根拠を示さないのが大原則といふ、法治国家として憲法の統配をしっかりと果たしてしまったのである。裁判所のあるべき姿を示した歴史的な判決で高く評価されました。